

診療所の病床設置に関する許可の要否について

1 設置予定の診療所

病床の種類 (医療法施行規則第1条の 14第7項)	医療圏	設置予定等の診療所 ①名称 ②所在地 ③開設者 ④標榜科目	開設病床数 (床)			許可の要否	備考
			現在	増加	計		
居宅等医療 (第1号)	名古屋 医療圏	① としわ会診療センターレクリニック ② 名古屋市中区金山 ③ 医療法人としわ会 ④ 内科、呼吸器内科、アレルギー科、皮膚科、小児科	0	2	2	不要	平成22年3月 開設予定 ※計画見直し時に記載予定
周産期医療 (第3号)	名古屋 医療圏	① ロイヤルベルクリニック ② 名古屋市緑区鳴海町 ③ 医療法人葵鐘会 ④ 産科、婦人科	0	19	19	不要	平成22年12月 開設予定 ※計画見直し時に記載予定
周産期医療 (第3号)	尾張 西部 医療圏	① セブンベルクリニック ② 稲沢市小池 ③ 医療法人葵鐘会 ④ 産科、婦人科、麻酔科、小児科	16	3	19	不要	平成22年4月 既設診療所の増床を予定 ※既に医療圏計画に記載済み
周産期医療 (第3号)	西三河 南部 医療圏	① エンジェルベルクリニック ② 岡崎市錦町 ③ 山下守 ④ 産科、産科(不妊治療)、婦人科	17	2	19	不要	平成22年5月 既設診療所の増床を予定 ※計画見直し時に記載予定

(参考)

医療法施行規則第1条の14第7項

第1号 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

第2号 へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

第3号 前2号のほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

2 基準に対する申請内容

(1) としわ会診療センターレクリニック

基 準	申請内容	適否
(1) 診療報酬上で定められている在宅療養支援診療所の届出が東海北陸厚生局になされていること(診療所新設の場合は届け出ることが確実なこと)。	(1) 東海北陸厚生局指導監査課の担当者に内諾を得ており、開設後届出をする予定。	適
(2) 在宅医療の実施にあたり当該診療所に病床を設置することが適切かつ必要性があると認められること(有床診とする理由が明確であること)。	(2) 介護保険施設と連携し、呼吸器疾患(肺炎、慢性呼吸不全等)や循環器疾患患者(慢性心不全等)の急性増悪時に受け入れる。	適

(2) ロイヤルベルクリニック

基 準	申請内容	適否
(1) 産科又は産婦人科を標榜すること。	(1) 産科、婦人科を標榜	適
(2) 分娩を取り扱うこと。	(2) 分娩を取り扱う	適
(3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。	(3) 名古屋医療圏内の地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとる予定	適

(3) セブンベルクリニック

基 準	申請内容	適否
(1) 産科又は産婦人科を標榜すること。	(1) 産科、婦人科を標榜	適
(2) 分娩を取り扱うこと。	(2) 分娩を取り扱う	適
(3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。	(3) 尾張西部医療圏内の地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとる予定	適

(4) エンジェルベルクリニック

基 準	申請内容	適否
(1) 産科又は産婦人科を標榜すること。	(1) 産科、婦人科を標榜	適
(2) 分娩を取り扱うこと。	(2) 分娩を取り扱う	適
(3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。	(3) 西三河南部医療圏内の地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとる予定	適